

秋田市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和5年3月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
別紙（省略）のとおり
- 3 指定納付受託者を指定した年月日
令和5年3月14日
- 4 指定納付受託者を指定する期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで